

## 地域未来交付金（地域未来推進型）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付（第76回地域再生計画認定申請受付）における主な注意点等について

### 第76回認定回の注意点

#### (1) 地域未来交付金（地域未来推進型）について

第73回認定回から、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「第2世代交付金」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付が始まりました。

なお、第76回認定回（以下「本認定回」という。）以降は「第2世代交付金」と記載された箇所については、地域未来交付金（地域未来推進型）（以下「地域未来交付金」という。）に読み替えることとします。

地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請に当たっては、創設前の支援措置名称を使用しないよう御留意ください。

また、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）により採択され、従前の取扱い（以下「旧制度」という。）に基づき申請を行う継続・変更事業に係る地域再生計画については、変更認定申請のみ受付を行います（旧地方創生整備推進交付金を除く。）。

#### (2) 地域未来交付金の創設に伴う対応について

既に認定済みの交付金に係る地域再生計画に「第2世代交付金」と記載された箇所については、「地域未来交付金」へ読み替えることとしますので、**交付金の名称以外に特に変更の必要がない場合は、変更認定申請等の手続きは不要です。**

また、同様に認定済みの地域再生計画名称に「第2世代交付金」を用いている場合も、特に計画の名称変更等は不要です。

交付金の名称以外にも変更が生じる場合や新規申請の場合は、別添3の記載例を参考に活用する支援措置名称を「地域未来交付金」へ修正または記載のうえ認定申請を行ってください。

#### (3) 地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画の様式の変更について

従前の認定回においては、旧制度に係る地域再生計画と実施計画及び施設整備計画（以下「実施計画等」という。）は、同一のExcelファイルとなっておりましたが、第73回認定回から地域再生計画と実施計画は、別々のファイルとなりました（以下、旧制度に係る地域再生計画の様式を「地域再生計画（実施計画等）」、地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画の様式を「新様式」という。）。

**新様式においては、地域未来交付金を活用する事業について、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（地域未来交付金を活用する事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基**

本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載)で足りることとし、併せて事業費の記載を不要とする等、記載事項を抜本的に簡素化しました。

これに伴い、地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画については、原則  
1 地方公共団体につき 1 計画の作成で足りることとなります。

#### (4) 継続・変更事業に係る地域再生計画の変更認定申請について

旧制度に係る地域再生計画の変更認定申請に当たっては、地域再生計画（実施計画等）を使用していただく必要があります（地域再生計画（実施計画等）は交付金事務連絡に添付しています。）。

他方で、旧制度から地域未来交付金へ移行し継続することを検討しているが、地域未来交付金を活用する地域再生計画の認定申請を行っていない場合、地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請の手続きを必ず行ってください。

既に地域未来交付金を活用する地域再生計画の認定を受けた後、総合戦略の改訂等に伴い記載内容に変更が生じた場合は、変更認定申請を行ってください。

#### (5) 地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画及び旧制度に係る地域再生計画の提出方法について

##### ① 地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の場合

メールアドレス：e.nintei.c3s@cao.go.jp

各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。  
メールの件名は、次のとおりとしてください。

[メール件名]

申請者	申請区分	提出ファイル	メール件名
都道府県	新規	地域再生計画を含む全ての申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 (○○県) 第 76 回地域再生計画
	変更	地域再生計画を含む全ての申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 (○○県) 第 76 回地域再生計画
市区町村	新規	地域再生計画を含む全ての申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 (○○県○○市) 第 76 回地域再生計画
	変更	地域再生計画を含む全ての申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 (○○県○○市) 第 76 回地域再生計画

##### ② 旧制度に係る地域再生計画の変更認定申請の場合

メールアドレス：chiiki.sosei-senko@cao.go.jp

地域再生計画（実施計画等）の提出に当たっては、交付金事務連絡を御確認いただき、各都道府県にて取りまとめをお願いいたします。

また、地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類（申請様式 01、申請様式

02\_04、申請様式 04、申請様式 05 及び地方版総合戦略）については、各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。メールの件名は、次のとおりとしてください。

#### [メール件名]

申請者	提出ファイル	メール件名
都道府県	地域再生計画（実施計画等）	<u>※ 交付金事務連絡を御確認ください。</u>
	地域再生計画（実施計画等） を除く申請書類	【正式提出】【旧制度交付金（変更）】 (○○県) 第76回地域再生計画
市区町村	地域再生計画（実施計画等）	<u>※ 交付金事務連絡を御確認ください。</u>
	地域再生計画（実施計画等） を除く申請書類	【正式提出】【旧制度交付金（変更）】 (○○県○○市) 第76回地域再生計画

#### 申請区分

地方版総合戦略の改定内容等により申請区分が異なりますので、ご留意ください（先にご案内している企業版ふるさと納税に係る申請区分と同一となっております）。

##### ①令和8年3月31日を終期とする第2世代交付金に係る地域再生計画の認定を受けており、地方版総合戦略の改定等により計画期間の延長を行う場合

ア. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらかに僅かでも変更が生じる場合は新規認定申請を行ってください。

その場合は、地域再生計画の計画期間及び事業実施期間の始期に「令和8年4月1日から」と記載してください。

イ. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらにも「一切の変更がない」場合は変更認定申請を行ってください。

##### ②令和8年4月1日以降を終期とする第2世代交付金に係る地域再生計画の認定を受けており、その計画期間中に地方版総合戦略の改訂等を行う場合

ア. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」のどちらかに僅かでも変更が生じる場合は、新規認定申請と変更認定申請の両方の申請を行ってください。

その際、変更認定申請の計画期間の終期を「令和8年3月31日まで」と記載し、新規認定申請の計画期間の始期を「令和8年4月1日から」と記載してくだ

さい。

イ. 認定済みの計画から「基本目標」及び「KPIの項目名（目標値を除く）」の

どちらにも「一切の変更がない」場合は**変更認定申請**を行ってください。

※なお、地方版総合戦略の改訂等を行ったが、認定済みの地域再生計画の記載内容に 変更が生じない場合は、申請手続き等は**不要**です。

③過去に第2世代交付金に係る地域再生計画の認定を受けていない又は過去に認定を受けていたが認定予定日（令和8年3月末）時点で計画期間が終了している場合

・**新規認定申請**を行ってください。

なお、基づく総合戦略が令和8年4月1日施行の場合、計画期間の始期を「令和8年4月1日から」と記載してください。

※上記①～③のいずれで申請する場合であっても、地域再生計画本体の5－2、5－3の支援措置名称には地域未来交付金（地域未来推進型）と記載するようにしてください（特に変更申請の場合はご注意ください）。

※申請区分①イ又は②イに該当する場合は、次ページの注意事項をご確認の上、ご対応をお願いいたします。

### 地方版総合戦略関係

認定申請に当たっては、地方版総合戦略を認定申請書類として提出していただく必要がありますが、第76回認定回の認定申請受付期間から地域未来交付金（旧制度を含む。）を活用する事業の事業実施期間の始期以前に、現行の地方版総合戦略が改定等される場合は、事業実施期間の始期において効力のある次期地方版総合戦略（案含む。）を認定申請書類として提出してください。

申請受付後にも審査期間中は総合戦略の案の変更については差し替え等で対応可能ですが、変更が生じる場合は都度審査担当へご相談ください。

また、申請時に提出した総合戦略の案から確定版となる過程で記載内容に変更が生じたことに伴い、案により認定された地域再生計画の記載内容にも変更が生じる場合は、次回認定回（地域未来交付金（旧制度を含む。））を受付の対象とする次回以降の直近の認定回で変更認定申請が必要になる場合があります。

なお、本認定回において、提出予定の地方版総合戦略を読み替え通知等によりその期間を延長し、地方版総合戦略自体の記載変更を行わなかった場合は、地方版総合戦略と併せて当該読み替え通知等を提出してください。

第73回認定回（令和7年1月申請）で令和7年4月1日施行の地方版総合戦略に基づく認定を受けており、本認定回で申請区分①-イ又は②-イに該当する変更認定申請を行う場合

第73回認定回（令和7年1月申請）において、令和7年4月1日施行の地方版総合戦略に基づいて申請を行っている場合、計画本体の5-2に令和6年度までに有効な総合戦略の内容が、5-3に令和7年度以降に有効な総合戦略の内容が記載されています。

本認定回において、当該計画の変更認定申請を行う場合は、5-2に現行又は改定等を行う場合は令和8年4月1日時点で有効な総合戦略の内容を記載し、5-3は簡略化した記載（「5-2の〇〇に同じ」等。別添3記載例参照）にしていただきますようお願いいたします。

なお、令和8年4月1日施行の総合戦略に基づく記載を行う場合は、別添3記載例を参考に、5-2項の末尾に令和7年度時点での有効な貴自治体の総合戦略の名称を記載してください。

同様に、申請様式05の工程表につきましても、支援措置番号【A3017】の期間が、2025年度までの標記となっておりますが、下部の【E2001】と合わせる形とし、支援措置名称（交付金名称）を修正のうえ、ご提出をお願いいたします。

※交付金の名称以外に変更が生じない場合は、本認定回では対応不要です。

その他

別途認定申請についてご案内している「企業版ふるさと納税」に係る地域再生計画と「地域未来交付金」に係る地域再生計画を一つの計画としてまとめて申請することはできません。

双方の支援措置の活用を希望される場合は、支援措置ごとに地域再生計画の認定を受ける必要がございますので、御留意ください。